

尼崎市指定袋（家庭系ごみ袋）の承認基準

1 主旨

この基準は、尼崎市の家庭系ごみの排出に使用するごみ袋（以下「指定袋」という。）の製造等の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定袋の規格

指定袋は、次の規格によるものとする。

(1) 材質

低密度ポリエチレン

(2) 大きさ

ア 大 容量 45ℓ（縦 800mm 横 650mmを基準とする。）

イ 中 容量 30ℓ（縦 700mm 横 500mmを基準とする。）

ウ 小 容量 10ℓ（縦 500mm 横 350mmを基準とする。）

(3) 厚さ

ア 大、中 0.030mm以上（JIS Z 1711 8.2 厚さ測定方法によること。）

イ 小 0.025mm以上（JIS Z 1711 8.2 厚さ測定方法によること。）

(4) 強度

ア 引張強度

(イ) 縦方向 16.7MPa以上（JIS Z 1702 7.5 引張試験によること。）

(ロ) 横方向 16.7MPa以上（JIS Z 1702 7.5 引張試験によること。）

イ ヒートシール強度

(イ) 大、中 6.86N以上（JIS Z 1711 8.4 ヒートシール強さ試験によること。）

(ロ) 小 5.69N以上（JIS Z 1711 8.4 ヒートシール強さ試験によること。）

(5) 色

別紙見本のとおりとし、着色にあたっては、次のいずれかの着色剤及び添加率（樹脂：着色剤）によることを基準とする。

ア 大日本インキ化学工業(株) PEONY GREEN F-91957M 添加率 100:2

イ 大日精化工業(株) PE-RMAZ 98F833 グリーン 添加率 100:3

ウ 住化カラー(株) グリーン SPEM-4A 1732A 添加率 100:3

なお、上記以外の着色剤で着色する場合は、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものを使用すること。

(6) 印刷

片面1色印刷とする。（印刷レイアウトは、別図1のとおり。）

なお、使用するインクは、カーボンブラックを顔料とし、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものとする。

(7) 袋の形態

指定なし

(8) 製袋加工精度

ア シール状態 空気を入れて外部より圧力を加えたとき、シール部より破れないこと。

イ 開口性 切り口を軽く左右に滑らすと簡単に開口すること。

ウ 外観 異物の付着、混入による汚れ、傷等がないこと。

(9) 包装用外袋

ア 片面1色印刷とする。（印刷等レイアウトは、別図2のとおり。）

なお、使用するインクは、カーボンブラックを顔料をとし、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものとする。

イ 指定袋が1枚ごとに取り出せる形態とし、かつ、せん孔により手で触って指定袋の包装袋であることが分かるようにすること。

ウ 製造元等の表示は、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）によること。

3 指定袋の製造等の承認

(1) 指定袋の製造等をしようとする者は、指定袋製造等承認申請書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(2) 申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

ア 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本

イ 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し

ウ 申請者の誓約書及び業務経歴書

エ 販売ルート及び尼崎市内の予定販売店一覧表

オ 袋の仕様及びサイズ等の図面及び見本品

カ 袋の大きさ、厚さ及び強度について、公的検査機関が発行する試験結果報告書等

キ 着色剤及び印刷に使用するインクについて、着色剤等メーカーが発行する成分証明書

ク 袋ごとの予定販売価格一覧表

ケ 他都市の承認等を受けている場合は、承認書等の写し

(3) 市長は、(1)及び(2)による申請が適当と認めた場合は、申請者に承認番号を付した指定袋製造等承認書（様式第2号）を交付する。

4 改善の指示等

市長は、指定袋がこの基準に規定する規格に適合していないと認めるときは、その袋を製造した製造者等に対し、改善の指示及び指導をするものとする。

5 承認の取消し

(1) 市長は、製造者等が虚偽の申請をした場合又は改善指示若しくは指導に従わない場合は、指定袋製造等承認取消書（様式第3号）により当該承認を取り消すことができる。

(2) 承認を取り消された製造者等は、直ちに指定袋製造等承認書（様式第2号）を市長に返還しなければならない。

6 指定袋の製造廃止

製造者等が承認を受けた指定袋の製造を廃止しようとするときは、指定袋製造等廃止届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

7 製造者等の責務

(1) 製造者等は、指定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるように努めなければならない。

(2) 製造者等は、全市的な普及と市民の購入の利便を図るため、可能な限り多数の販売店を確保するものとする。

8 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、平成13年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。